

青森県報

第六百十四号

令和五年
五月二十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の廃止の届出……………(同) ……一
 - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
 - 除雪トラックの交換に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域) ……四
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……五

告 示

青森県告示第三百五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規

定により公示する。

令和五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
株式会社五所川原ケアセンター	居宅介護	五所川原市字一ツ谷五五四の一	令和五・五・三
株式会社五所川原ケアセンター	重度訪問介護	五所川原市字一ツ谷五五四の一	〃

青森県告示第三百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定一般相談支援事業者から一般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により公示する。

令和五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定一般相談支援事業者	地域相談の種類	一般相談支援事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人鯉ヶ沢町社会福祉協議会	地域移行支援	鯉ヶ沢町社会福祉協議会一般相談支援事業所	令和五・五・一
西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	地域相談	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町の四後家屋敷九の四	〃

社会福祉法人 鯉ヶ沢町 社会福祉協 議会	西津軽郡鯉ヶ 沢町大字舞戸 町字四	地域定着 支援	鯉ヶ沢町社 会福祉協談 会一般相談 支援事業所	西津軽郡鯉ヶ 沢町大字舞戸 町字四	〃
-------------------------------	-------------------------	------------	----------------------------------	-------------------------	---

青森県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	後平青森線	上北郡七戸町字下志多八九の一・二から 上北郡七戸町字上志多九四の六三まで	後	前	二一・一四メートルから 五六・七三メートルまで	八〇八・六七メートル	
				後		六一・一四メートルから 六一・四六メートルまで	八〇八・六七メートル	

公 告

除雪トラックの交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品（以下「取得物品」という。）と県所有の物品との交換とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

除雪トラック（十トン級、六×六、アンダリングプラウ） 一台

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年六月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

2 取得物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和六年十一月八日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事

の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開

札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 取得物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 取得物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和五年六月十日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和五年七月五日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第五百九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、取得物品に要求する性能等が満たされないと判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、それぞれの入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を令和五年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年五月二十四日

西北地域県民局長 長 内 昌 彦

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭